

老発0926第2号
令和5年9月26日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、令和5年3月28日老発0328第3号本職通知の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和5年10月1日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別添)

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	改正前
<p>標記については、別紙のとおり「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和5年 <u>10月1日</u> から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。</p> <p>なお、実施要綱の内容については、<u>オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど</u>、今後、新型コロナウイルスに係る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの <u>変更後から異なる状況になった場合には</u> 変更が生じる可能性がある。</p>	<p>標記については、別紙のとおり「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和5年 <u>5月8日</u> から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。</p> <p>なお、実施要綱の内容については、今後、新型コロナウイルスに係る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの <u>見直し後の状況を踏まえ</u> 変更が生じる可能性がある。</p>
<p>(別紙)</p> <p>令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつ</p>	<p>(別紙)</p> <p>令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつ</p>

つ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

ア (略)

イ 対象経費

令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成（ただし、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和5年3月28日付け老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき助成を行う。）

(ア) a. ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当 （令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する

つ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

ア (略)

イ 対象経費

令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成（ただし、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和5年3月28日付け老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき助成を行う。）

(ア) a. ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限り））

<p>自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））</p> <p>② （略）</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>b 及び c （略）</p> <p>（イ）及び（ウ） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>4 その他留意事項 （略）</p> <p>【別添1】 （略）</p> <p>【別添2-1】 （略）</p> <p style="text-align: right;">【別添2-2】</p> <p>本実施要綱3（1）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象 （略）</p>	<p>② （略）</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>b 及び c （略）</p> <p>（イ）及び（ウ） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>4 その他留意事項 （略）</p> <p>【別添1】 （略）</p> <p>【別添2-1】 （略）</p> <p style="text-align: right;">【別添2-2】</p> <p>本実施要綱3（1）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象 （略）</p>
--	--

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

(1)～(5) (略)

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 施設内療養者*が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	<u>令和5年5月8日 から9月30日まで</u>	<u>令和5年10月1日 以降</u>
<u>小規模施設等 (定員29人以下)</u>	<u>同一日に2人以上</u>	<u>同一日に4人以上</u>
<u>大規模施設等 (定員30人以上)</u>	<u>同一日に5人以上</u>	<u>同一日に10人以上</u>

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

(1)～(5) (略)

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者*が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者*が同一日に5人以上いること。

※ (略)

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	<u>令和5年5月8日 から9月30日まで</u>	<u>令和5年10月1日 以降</u>
<u>2の①から⑥を満 たす場合の補助</u>	<u>1日1万円 (最大15万円)</u>	<u>1日5千円 (最大7万5千円)</u>
<u>上記に加えて2の ⑦の要件を満たす 場合の追加補助</u>	<u>1日1万円 (最大15万円)</u>	<u>1日5千円 (最大7万5千円)</u>

なお、助成額は別添3の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他 (略)

参考1～3 (略)

※ (略)

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する(一人あたり最大15万円を補助。)

また、2の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する(一人あたり最大15万円を追加補助。)

なお、助成額は別添3の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他 (略)

参考1～3 (略)

